

危険な空き家の除却を支援します。

～勝央町空家等除却事業費補助金～

この制度は、町内にある空き家等で、適正に管理されずに周辺住民への生活環境への悪影響が大きく、危険な状態となっている空き家等の解体費用の一部を補助する（最大50万円；町内業者施工の場合は加算があります。）ことで、地域の良好な生活環境の保全と住民の安全で安心な暮らしを確保することを目的としています。

1. 対象となる建築物

次の①～⑦の要件をすべて満たす建築物が対象となります。

- ① 勝央町内にあること
- ② **勝央町空家等対策計画に定める管理不全空家等の判断基準の点数以上のもので、概ね1年以上使用していないこと**
- ③ 昭和56年5月31日以前に建築されたもの（区分所有建築物を除く。）であること
- ④ 対象となる建築物の除却工事に、この補助金の以外に他の助成金等の交付を受けていないこと
- ⑤ 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象になっていないこと
- ⑥ 不動産販売、不動産貸付又は駐車場等を業とするものが当該業のために除却を行うものではないこと
- ⑦ 同一敷地内において、この補助金の交付を受けて他の建築物の除却を行っていないこと

2. 対象者

次の①から③のいずれかに該当する方が対象となります。ただし、①から③に該当する方であっても、町税等に滞納がある方や他の権利者（賃借権や抵当権設定者など）からの同意が得られない方は対象となりません。

- ① 登記事項証明書（未登記の場合は固定資産税課税台帳）に記録されている所有者
- ② ①の相続人
- ③ ①又は②の方から、対象となる建築物の除却についての同意を受けた方

3. 対象工事

次の①または②を満たす者に発注する1件の工事が対象工事となります。

- ① 建設業法の土木工事業、建築工事業もしくは解体工事業の許可を受けた者
- ② 建設リサイクル法の解体工事業の登録をしている者

ただし、次に該当する工事は対象外です。

- ・ 補助金の交付を決定する前に着手した工事
- ・ 対象となる建築物の一部を除却する工事
- ・ 同一敷地内の補助対象者以外が同時に発注する除却工事

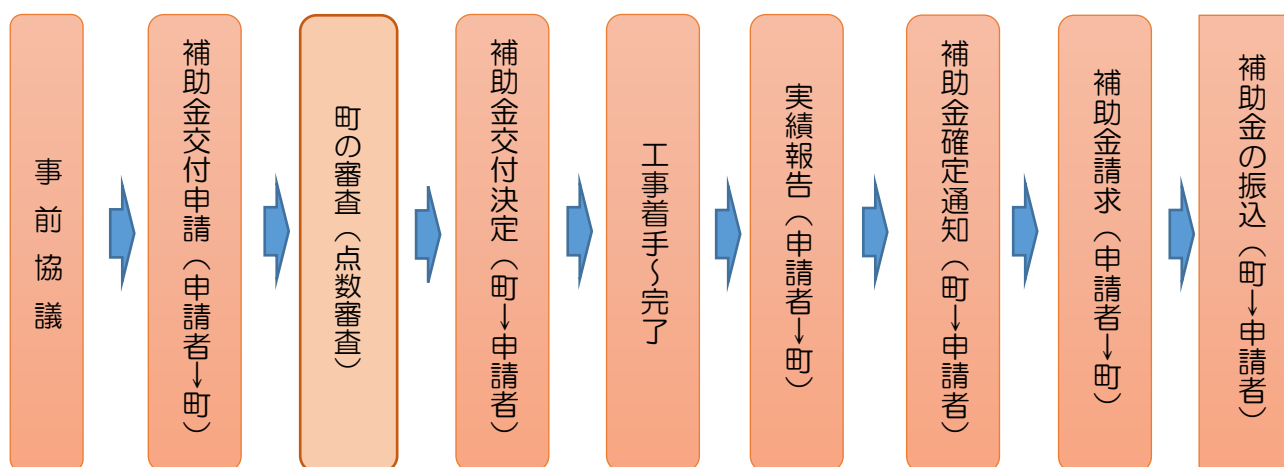
4. 補助金額

対象となる建築物の除却工事に要する費用（門扉、塀及び立木等の撤去に係る工事を含み、家財道具、機械及び車両等動産の処分に係るものを除く。）の2分の1以内の額とし、上限を50万円とします。なお、町内業者※が除却工事を施工する場合は、補助金に10万円を上乗せ加算します。

※町内業者とは、町内に本店、支店等の事業所を有する建設業者又は解体工事業業者（個人事業者を含む。）をいいます。

5. 手続きの流れ

補助要件の確認及び添付資料のご案内等のため、必ず事前相談にお越しください。（相談にお越しになる際は、必ず事前に予約をしてください。）



6. 申込期間

毎年度4月中旬から毎年度11月末日まで（2月15日までに実績報告ができること）

7. 注意事項

- ① 申込みの状況により期間中でも早期に終了する場合があります。
- ② 家屋を除却すると住宅用地に対する課税標準の特例が適用されなくなるため、翌年度以降、土地の固定資産税額が変動する場合があります。詳しくは税務住民部（0868-38-3114）までお尋ねください。

詳細については、下記ホームページをご覧ください。

<http://www.town.shoo.lg.jp/>

【お問い合わせ先】勝央町役場 総務部 元気なまち推進室

電話 0868-38-3111